

# 部活動に係る活動方針

茨城県立土浦第一高等学校附属中学校

## 1 部活動に係る共通理解事項・適切な運営のための体制整備

- 部活動は、生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の保持増進、様々な文化的活動に触れるばかりでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するべく、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有する。したがって、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施されなければならない。
- 部活動は、部活動顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解のもと、生徒の生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校全体の教育活動として適切な部活動運営を図る必要がある。
- 保護者と地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部活動顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、地域及び保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

## 2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- 原則として、平日に1日、土日のうち1日の週2日の休養日を設ける。ただし、喫緊に大会等がある場合は、個人及び団体の状況を顧問が総合的に判断し、学校に届け出を提出した上で、特例として活動を行うことができる。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

## 3 活動時間及び生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- 1日の活動時間は、平日は2時間、休日は3時間、合理的でかつ効果的な活動が実施可能な時間を設定する。なお、平日の終了時刻は、片付けを含むすべての活動終了が、前期は18時、後期は17時30分とする。
- 定期考査3日前及び定期考査中は、学校全体の部活動休養日として設定する。ただし、考査中または考査直後に公式大会やコンクール等が予定されている場合は、この限りではない。活動に際しては「部活動承認申請願」を提出して許可を得る。活動時間は、原則として1時間以内とする。
- 地域移行に関しては、近隣市町村の動きを鑑みながら、生徒のニーズを踏まえて段階的に進めていくようにする。

## 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築・朝の活動

- 原則、各部活動とも複数顧問体制で実施。(運動部5、文化部5→合計10の部活動)
- 大会役員等の派遣については、校務に支障のない範囲で、働き方改革を踏まえた対応をする。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養を取るための時間確保や学校生活に支障をきたすことがないよう、朝の活動は実施しない。



